

札幌市介護予防センター運営事業実施要綱

平成18年3月23日保健福祉局長決裁

(目的)

第1条 この事業は、地域の高齢者やその家族に対し、総合的な相談支援及び地域の福祉活動と連携して一般介護予防事業を実施し、地域包括支援センターと連携・協力して、地域の高齢者の心身の健康維持や保健・福祉・医療の向上を図るとともに、地域包括ケア体制の構築を目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、札幌市とする。ただし、事業の運営について、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人等に委託するものとする。

(設置主体)

第3条 市長は、「介護予防センター」を別表のとおり設置する。

2 介護予防センターの設置に当たっては、中立・公正な運営を行う地域包括支援センターの業務の一部を補完する機関として位置づけられるため、札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例第4条に規定する地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）の協議を経て決定するものとする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、市内に居住する65歳以上の高齢者並びにその家族、地域福祉関係者等とする。

(設置の届出)

第5条 この事業を受託し、介護予防センターを設置する者（以下「設置者」という。）は、次の各号に掲げる事項を介護予防センター設置届出書（様式1）により、市長に届出なければならない。また、これらの事項に変更が生じた場合には、介護予防センター設置変更届出書（様式2）により、速やかに市長に届出なければならない。

- (1) 介護予防センターの名称、所在地、連絡先等
- (2) 介護予防センターの設置届出をする者の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 介護予防センターの設置予定年月日
- (4) 設置者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書の写し
- (5) 介護予防センターの営業日及び営業時間
- (6) 担当する地区
- (7) その他必要と認める事項

2 設置者は、前項の規定により、介護予防センター設置届出書を届出の場合は、次の各号に掲げる事項を介護予防センター職員配置（変更）届出書（以下「職員配置届出書」という。様式3）により、市長に届出なければならない。

- (1) 職員の氏名、生年月日、当該介護予防センター職員配置年月日
- (2) 職員の保有資格及び保有資格を証明するものの写し
- (3) 職員の配置状況、勤務形態、当該法人勤務年数
- (4) その他必要と認める事項

3 設置者は、前項に規定する職員配置届出書の届出後、前項の各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、職員配置届書により、速やかに市長に届出なければならない。

(設置場所及び担当地区)

第6条 介護予防センターの担当地区は、別表に定めるとおりとし、その設置場所は、原則、その担当地区内とする。

2 前項の規定において、担当地区内の設置が困難な場合は、別途市長と協議することと

する。

（事業の内容）

第7条 設置者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。また、これらの実施にあたっては、札幌市介護予防センター運営方針、関係要綱、関係通知等に基づき実施するものとする。

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、総合相談、実態把握等で必要な支援を把握し、地域における適切なサービスや機関、制度等の利用につなげるための支援を行う。

(2) 介護予防教室の実施及び介護予防の普及啓発業務

地域福祉活動と連携・協力し、介護予防教室を実施する。また、様々な機会を通じて介護予防の普及啓発を行う。内容は、「運動器の機能向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」「閉じこもり予防」「認知症予防」「うつ予防」「疾病予防（健康管理）」「その他の介護予防」の効果的なプログラムを取り入れて実施する。

(3) 地域介護予防活動支援業務

効果的な介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の活動の育成及び支援を行うとともに、介護予防に関するボランティア等の人材の育成を行う。

（配置職員）

第8条 この事業の運営及び実施にあたっては、保健福祉職の専門職員2名を、常勤・専従で配置することとする。保健福祉職とは、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事等を指す。

2 前項に規定する保健福祉職の専門職員2名の配置が困難な場合にあっては、このうち1名を常勤換算方法（当該介護予防センター職員の勤務延時間数を当該介護予防センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該介護予防センター職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）により、常勤の従事者1名が勤務すべき時間数を補うことでも足りるものとする。ただし、常勤換算方法によって配置できる人数は2名までとする。

3 設置者は、第1項で定める規定の配置人数を満たす場合に限り、前項の規定により、常勤換算方法によって配置する介護予防センターの職員をその他の業務と兼務させることができる。

4 介護予防センターの職員は、この事業の果たすべき役割の重要性を認識し、適切な運営を確保するための知識の習得及び技術の向上に努めるものとし、各種研修会には積極的に参加する。

（事業実施上の留意点）

第9条 設置者は、この事業の実施にあたり、個人情報を取扱う際には、あらかじめ本人から、個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得、その取扱いには十分注意すること。

2 介護予防センターの職員は、利用者及び利用世帯のプライバシーの確保に万全を期すものとし、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 設置者は、適切に記録を作成し、その管理を行うものとする。

4 設置者は、事故防止に万全を期すものとする。また、事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、介護予防センター事故報告書（様式4）により市長に届出るものとする。

5 市長は、事業の適切、公正かつ中立な運営を確保するため、設置者に対して、事業内容等について毎月実施状況の報告を求めるとともに、必要に応じて事業実施状況の調査を行うものができるものとする。

6 市長は、前項の調査結果に基づき、当該設置者の事業実施状況が不適切と判断した場合は、協議会の協議を経て本事業の委託を取り消すことができるものとする。

(事務所)

第10条 介護予防センターの事務所は、事務室として運営に必要な面積を有するものとし、同一施設内の他の事業と共用することも差し支えない。

(実施体制)

第11条 介護予防センター業務の実施体制は以下のとおりとする。

(1) 業務時間

業務時間は、札幌市の例に準じ、原則、月曜日から金曜日までの週5日、1日あたり8時45分から17時15分までの8時間30分とするが、これ以外の時間において、運営法人の基準に従い業務を行うことは差し支えない。

(2) 相談窓口業務

相談窓口としての業務については、業務時間内は常に相談対応できる体制を確保し、時間外の緊急対応については、必要な連絡体制を確保しておくものとする。

(3) 専用電話の設置

介護予防センターの専用回線を確保すること。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、高齢保健福祉部長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

札幌市介護予防センター一覧

(別表)

	介護予防センター名	担当地区
1	札幌市中央区介護予防センター大通公園	本府・中央、西創成、大通・西、桑園
2	札幌市中央区介護予防センター北一条	東北・東、苗穂、豊水
3	札幌市中央区介護予防センター円山	南円山、円山
4	札幌市中央区介護予防センター宮の森	宮の森
5	札幌市中央区介護予防センター曙・幌西	曙、幌西
6	札幌市中央区介護予防センター旭ヶ丘	山鼻
7	札幌市北区介護予防センター新道南	鉄西、幌北、北
8	札幌市北区介護予防センター新琴似	新琴似
9	札幌市北区介護予防センター百合が原	麻生、太平百合が原
10	札幌市北区介護予防センター茨戸	拓北・あいの里
11	札幌市北区介護予防センター篠路	篠路茨戸
12	札幌市北区介護予防センター新川・新琴似西	新川、新琴似西
13	札幌市北区介護予防センター屯田	屯田
14	札幌市東区介護予防センターなえぼ	鉄東、苗穂東
15	札幌市東区介護予防センター北光	北光
16	札幌市東区介護予防センター北栄	北栄
17	札幌市東区介護予防センター元町	元町
18	札幌市東区介護予防センター伏古本町	伏古本町
19	札幌市東区介護予防センター東苗穂	札苗
20	札幌市東区介護予防センター栄町	栄西
21	札幌市東区介護予防センター栄・丘珠	栄東、丘珠
22	札幌市白石区介護予防センター白石中央	白石
23	札幌市白石区介護予防センター川下	北東白石
24	札幌市白石区介護予防センター菊水	東札幌、菊水
25	札幌市白石区介護予防センター菊の里	北白石、菊の里
26	札幌市白石区介護予防センター本通	東白石、白石東
27	札幌市厚別区介護予防センター厚別西東	厚別西、厚別東
28	札幌市厚別区介護予防センターもみじ台	もみじ台
29	札幌市厚別区介護予防センター厚別中央・青葉	厚別中央、青葉
30	札幌市厚別区介護予防センター大谷地	厚別南
31	札幌市豊平区介護予防センター美園	豊平、美園
32	札幌市豊平区介護予防センター中の島	平岸、中の島
33	札幌市豊平区介護予防センター西岡	西岡
34	札幌市豊平区介護予防センター東月寒・福住	福住、東月寒
35	札幌市豊平区介護予防センター月寒	月寒
36	札幌市豊平区介護予防センター南平岸	南平岸
37	札幌市清田区介護予防センター北野・平岡	北野、平岡
38	札幌市清田区介護予防センター清田・里塚・美しが丘	清田、里塚・美しが丘
39	札幌市清田区介護予防センター清田中央	清田中央
40	札幌市南区介護予防センター石山・芸術の森	石山、芸術の森
41	札幌市南区介護予防センター澄川	澄川
42	札幌市南区介護予防センター定山溪	簾舞、藤野、定山溪
43	札幌市南区介護予防センターもいわ	藻岩(藻岩・南沢)
44	札幌市南区介護予防センターまこまない	真駒内、藻岩下
45	札幌市西区介護予防センター八軒	八軒、八軒中央
46	札幌市西区介護予防センター山の手・琴似	琴似二十四軒、山の手
47	札幌市西区介護予防センター西町	西町
48	札幌市西区介護予防センター西野	西野
49	札幌市西区介護予防センター発寒	発寒北、発寒
50	札幌市手稲区介護予防センターまえだ	前田
51	札幌市手稲区介護予防センター新発寒・富丘・西宮の沢	新発寒、富丘西宮の沢
52	札幌市手稲区介護予防センター中央・鉄北	手稲、手稲鉄北
53	札幌市手稲区介護予防センター稲穂・金山・星置	稲穂金山、星置

(様式1)

介護予防センター設置届出書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

(届出者) 住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者氏名)

介護予防センターを設置しますので、関係書類を添えて下記のとおり届出いたします。

届 出 者	フリガナ				
	名 称				
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号 -)			
		(ビルの名称等)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
介 護 予 防 セ ン タ ー	フリガナ				
	名 称				
	事務所の所在 地	(郵便番号 -)			
		(ビルの名称等)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	担当地区				
	営業日				
	営業時間				
設置予定年月 日	年 月 日				

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式2)

介護予防センター設置変更届出書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

(届出者) 住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者氏名)

介護予防センター設置届出書の内容に変更が生じたので、下記のとおり関係書類を添えて届出いたします。

名称		
所在地		
変更した事項		変更の内容
1	センターの所在地	(変更前) (変更後)
2	センターの連絡先 (電話・FAX番号)	
3	届出者の主たる事務所の所在地 (法人等本部)	
4	届出者の連絡先 (電話・FAX番号)	
5	営業日	
6	営業時間	
7	定款・寄付行為及びその登記事項証明書等 (当該事業に関するものに限る)	
8	その他 ()	
変更年月日		年 月 日

(様式3)

介護予防センター職員配置(変更)届出書

年

月 日

(あて先) 札幌市長

介護予防センター名：札幌市 区介護予防センター

下記のとおり介護予防センターの職員を配置(変更)いたします。

1 届出後における介護予防センターの職員配置状況

	氏名	常勤 / 非常勤	兼務の有無	備考
常勤・専従の配置職員				
①				☐ センター長
②				☐ センター長
常勤換算方法による配置職員 ※別に指定する勤務表を提出すること				
②-1		常勤 / 非常勤	有 ・ 無	☐ センター長
②-2		常勤 / 非常勤	有 ・ 無	☐ センター長
その他、介護予防センター業務に携わる職員がいる場合に記入				
③		常勤 / 非常勤	有 ・ 無	☐ センター長
④		常勤 / 非常勤	有 ・ 無	☐ センター長

2 配置(変更)する職員 (※職員の保有資格を証明するものの写しを添付)

上記1に記載の①の職員の配置記載欄

氏 名		生年月日	年 月 日
配置年月日	年 月 日	当該法人勤務年数	年 月
資格	(介護支援専門員資格：なし ・ あり ⇒ 年 月 取得)		
	(年 月 取得)		

上記 1 に記載の②以降の職員の配置記載欄

※常勤換算方法による設置の場合は別に指定する勤務表を提出すること

氏 名		生年月日	年 月 日
配置年月日	年 月 日	当該法人勤務年数	年 月
資格	(介護支援専門員資格：なし ・ あり ⇒ 年 月 取得) (年 月 取得)		
職員配置	常勤・専従 / 常勤換算による配置 ⇒ (常勤 / 非常勤) / その他職員		
兼務の有無	無 / 有 ⇒ (兼任業務内：)		

氏 名		生年月日	年 月 日
配置年月日	年 月 日	当該法人勤務年数	年 月
資格	(介護支援専門員資格：なし ・ あり ⇒ 年 月 取得) (年 月 取得)		
職員配置	常勤・専従 / 常勤換算による配置 ⇒ (常勤 / 非常勤) / その他職員		
兼務の有無	無 / 有 ⇒ (兼任業務内容：)		

3 異動等により上記 1 に記載の職員配置状況から除いた職員

氏 名		異動年月日	年 月 日
異動事由	☐ 退職・転職 ☐ 休職等 ☐ 異動 ☐ その他 ()	異動後の所属	

氏 名		異動年月日	年 月 日
異動事由	☐ 退職・転職 ☐ 休職等 ☐ 異動 ☐ その他 ()	異動後の所属	

4 その他（特記事項）

--

※備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式3－別添：勤務表)

常勤換算方法により配置する介護予防センター職員の勤務形態一覧表

年

月分

介護予防センター名：区 介護予防センター

● 一覧表提出時の常勤換算職員が勤務すべき勤務時間数の確認

1 就業規則で定めている常勤職員が勤務すべき1週あたりの①勤務時間数、②勤務日数：

時間／週 (①) (注意：週32時間より短い場合は、32時間と入力)

日／週 (②)

2 常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間：

時間／日 (③)

3 月の常勤職員が勤務すべき日数

(④)

※ 常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数⇒ (③×④) 時間 (⑤)

氏名	兼務の有無	週日	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週					介護予防センター業務従事時間の合計時間 (⑥)	常勤換算後の人数 (⑥×⑤)	備考	兼務先及び兼務する職務の内容
		曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
		曜日																																					
		勤務時間																																					
		勤務時間																																					
		合計																																	人工				

- 備 考
- 1 常勤換算方法により配置する介護予防センター職員について、**介護予防センター業務に係る時間数を記入**してください。
- 2 算出にあたっては、**小数点以下第2位を切り捨ててください**。
- 3 各事業所において使用している勤務割表等(既に事業を実施しているときは、直近月の実績)により、上記記載すべき内容が網羅されており確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。
- 4 介護予防センターの配置人数を満たしていない場合は、**兼務**を認めておりませんので、ご注意ください。

(様式 4)

介護予防センター事故報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

介護予防センター名：札幌市 区介護予防センター

利用者 (参加者)	(ふりがな)		性別	男 ・ 女
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
	電話番号		要介護度等	
事故の 概要	発生日時	年 月 日 () 時 分頃		
	発生場所			
	事故の種類	☐ 死亡 ☐ 転倒・転落 ☐ 急病 ☐ 食中毒 ☐ 交通事故 ☐ その他 ()		
	事故の内容			
事故時の 対応	対処の方法			
	治療等を行った医療機関	医療機関名		
		所在地		
	治療等の内容	(診断結果も含めて)		
事故後の 対応	利用者の状態			
	家族等への報告・説明			
	損害賠償に関する状況			
再発防止に向けての今後の対応				
その他の特記事項				

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。